

総合図書館セルフ貸出機構築作業業務委託 仕様書

1 事業の目的

図書館の利用者が図書館内でバーコード走査による貸出作業を行うために使用することを目的とし、機器を導入するものである。

2 仕様書の概要

本仕様書は、セルフ貸出機構築作業及びその他の事項に関するものである。

- (1) 件 名：総合図書館セルフ貸出機構築作業業務委託
- (2) 構築期間：契約の翌日～令和7年9月30日
- (2) 納入期限：令和7年9月30日
- (3) 本稼働予定日：令和7年10月1日
- (4) 納入・設置場所：大曲図書館
- (5) 担当：大仙市教育委員会事務局 総合図書館 岡田綾、佐々木瞭
大仙市総務部 DX 推進課 戸澤大樹
- (6) 令和7年10月1日から稼働予定の図書館システム「WebiLis V4」での貸出ができること。

3 テスト

仕様書に定める要件は正常に動作することを確認すること。

4 提出物

操作マニュアルを日本語版で冊子1部、電子1部を提供すること。

5 個人情報の保護及びセキュリティ対策

- (1) 受注者は「大仙市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「大仙市情報セキュリティポリシー」に則り、厳格なプライバシー保護対策及び滅失対策を講じること。また、契約書にも個人情報の取扱いについて記載すること。
- (2) 当館職員が指定する情報（秘密情報）は、当館職員の許可なく図書館外へ持出したり、複製したりしてはならない。また、本稼働前テスト環境情報及びテストデータ等を含め、本契約に当たって知り得た情報は、一切他に漏らしてはならない。
- (3) システム構築においても、個人情報を取扱うため、高いレベルのセキュリティ対策が必要である。「大仙市個人情報の保護に関する法律施行条例」、「大仙市個人情報の保護に関する法律施行細則」に十分配慮したシステムを構築すること。
- (4) データ通信のセキュリティ（暗号化）は TLS1.2 もしくは VPN を利用して暗号化すること。

- (5) システムの個人情報領域へのアクセスはログ履歴を蓄積し、万が一のトラブル発生時に本市職員自らが検索・抽出を行い追跡できる仕組みを用意すること。
- (6) Web 公開サーバには情報漏洩や改ざんを防ぐため、個人情報を保管しないこと。
- (7) 個人情報を管理するデータベースには暗号化を施すこと。
- (8) J-LIS 等の脆弱性診断により改善事項が指摘された際には、迅速に対策を講じること。
- (9) 各種機関から公表される脆弱性情報に注意し、随時対策することで安全性を維持すること。

6 機能要件

No	要件	備考
1	令和 7 年 10 月から稼働予定の図書館システム (WebiLis) をホストとして動作すること。	
2	LAN 設備を通じて図書館システムと接続できること。	
3	利用者カードのバーコードを読み取れ、利用者が表示されること。	
4	利用者が表示された際に貸出中の図書が表示されること。	
5	資料のバーコードを読み取れ、資料バーコード走査で、貸出図書の読み込みができること。	
6	タッチパネルによる操作ができること。	
7	貸出図書の読み込み終了後、画面操作により、貸出処理が完了できること。	
8	図書館システムと同様の貸出規則が適用されること。	
9	レシートプリンタを有し、貸出処理が終了した際、レシートプリンタからレシートが印刷されること。	

その他

- (1) 運用開始時、正常動作を確認すること。
- (2) 初回稼働の確認時、障害等に対応が可能な SE による迅速な対応が可能な体制を確保すること。
- (3) 受注者は、いかなる場合においても、事前の許可無しにこの契約履行中に知り得た業務にかかわる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本受注業務にあたり、第三者の著作権に抵触するものについては、受注者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項は、市担当者と協議を行うこと。
- (6) 受注者は、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させて

はならない。ただし、あらかじめ書面により市の承認を得た場合はこの限りではない。（書面には所有する技術者の資格、経験年数等を示すこと）

- (7) 受注者は、事故が生じたときは直ちに大仙市に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を大仙市に報告し、市担当者の指示に従いその解決に努めなければならない。
- (8) 受注者は、本仕様書の事項に違反して大仙市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。大仙市が受注者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。
- (9) 大仙市は、受注者が本仕様書に定める事項に違反した場合は、この契約を解除することができる。また、セルフ貸出機の構築が仕様書記載の本稼働日までに本稼働しない場合等、契約が不履行の場合、本業務に与えた損害を一切賠償する責任を負うこと。
- (10) 原則として、本業務の再委託を禁止する。ただし、書面により本市の承諾を受けた場合は、この限りではない。

【仕様書に関する質疑応答について】

- (1) 受付期間：令和7年6月11日（水）午後5時まで
- (2) 受付先：大仙市大曲上栄町2-16
大仙市教育委員会事務局総合図書館 岡田綾
TEL：0187-62-1012 FAX：0187-62-1023
- (3) 質疑の方法
 - ①質問書は書面により受付先に提出すること。（ファックス可）
 - ②質問書の様式は指定しないが、質問日、業務名、会社名、住所、代表者名、担当者名、電話番号、ファックス番号、質問内容をもれなく記載すること。
- (4) 回答の方法
質問が提出された場合に限り、本業務における見積依頼書を送付した全ての者に対し、令和7年6月12日（木）午後3時までにファックスにより回答する。